

前橋市国際交流協会会則

(名 称)

第1条 この会は、前橋市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、前橋市民の国際的視野を広げ、諸外国都市の市民及び在住外国人との教育・文化・経済等の交流を盛んにし、相互の理解と友情を深めて国際親善をはかり、世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各種国際親善相互交流事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 国際交流に関する情報収集、調査研究に関すること。
- (3) 国際交流関係諸団体との連絡に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事業の推進に関すること。

(会 員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員
- (3) 法人会員

(入 会)

第5条 協会の会員になろうとする者は、別に定める所定の入会申込書により届け出るものとし、年会費の納入をもって会員とする。

2 申し込み時に「反社会的勢力」に該当する個人又は法人の入会は認めない。

(退 会)

第6条 協会を退会しようとする会員は、原則として協会に申し出るものとする。

2 2年以上会費の納入がない場合は退会とみなし、会員名簿から除外する。

3 会長は、協会の会員が会員として不適当と認めたときは、担当部会にはかり、退会させることができる。

(役 員)

第7条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 前項の役員は、総会で選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 事務局長は、理事の中から選任し、会長の命を受けて協会の日常の業務を掌理する。会長及び副会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、事業計画、予算及び執行案を協議する。
- 5 監事は、協会の会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了の場合、または辞任した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(名誉会長)

第10条 協会に、名誉会長を置く。

- 2 名誉会長は前橋市長をもって充てる。

(顧問)

第11条 協会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、会長が理事会の承認を経て委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請に応じ意見を述べることができる。

(総会)

第12条 総会は、協会の最高決議機関で、会長が招集し、その議長となる。

- 2 定期総会は年1回招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。
- 3 総会の決議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 歳入歳出予算並びに決算に関すること。
 - (2) 事業報告並びに事業計画に関すること。
 - (3) 会則の改正に関すること。
 - (4) 理事会からの附議事項。
 - (5) その他会長が認めた事項。
- 4 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面をもって、会長に評決を委任し、出席に代えることができる。
- 5 総会は、会員現在数の過半数の出席をもって成立する。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の業務を処理する。

- (1) 総会の附議案件に関すること。
- (2) 会長の諮問案件に関すること。
- (3) 部会からの附議案件に関すること。
- (4) その他協会の重要事項に関すること。

2 理事会は、会長または理事の3分の1以上の請求があったとき、その日から14日以内に会長が招集し、その議長となる。

3 理事会には、前条の第4項から第6項までの規定を準用する。この場合においてこれらの条文中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第14条 協会に、評議員を置く。

2 評議員は、会長が理事会の承認を経て委嘱する。

3 評議員は、評議員会を組織し、会長が附議した重要事項に対して意見を述べ、必要と認める事項については会長に助言する。

4 評議員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

5 評議員会の議長は、評議員会の互選とする。

6 評議員の任期は、第9条の規定を準用する。

(部 会)

第15条 協会の事業を円滑に推進するため、協会に部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営規定については、別途定める。

(経 費)

第16条 協会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第17条 会員は、毎年度1口以上の会費を納入する。

個人会員	1口	2,000円
------	----	--------

団体会員	1口	5,000円
------	----	--------

法人団体	1口	10,000円
------	----	---------

2 年度途中に退会した場合、会費の返還はしない。

(事務局)

第18条 協会の事業を円滑に進め、事務を処理するため、事務局を前橋千代田町二丁目5番5号 シーズポート2階に置く。

2 事務局の職員は、会長が委嘱する。

(会計年度)

第19条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第20条 前各条に定めるものを除くほか、協会の運営について必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 協会の設立初年度の事業計画および収支予算案は、設立発起人代表の定めるところによる。
- 2 協会の設立当初の役員及び顧問は、設立発起人代表の定めるところとして、その任期は、平成2年度定期総会開会日の日までとする。
- 3 協会の設立当初の会計年度は、設立された日から平成2年3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は平成元年10月26日から適用する。
- 2 改正した会則第15条は平成14年4月1日から適用する。(平成14年5月14日改正)
- 3 改正した会則第16条は平成15年4月1日から適用する。(平成15年6月15日改正)
- 4 改正した会則第2条は平成21年4月1日から適用する。(平成21年5月30日改正)
- 5 改正した会則は平成27年4月1日から適用する。(平成27年5月23日改正)
- 6 改正した会則第18条は令和5年4月1日から適用する。(令和5年5月20日改正)